

令和5年7月定例記者会見要旨(令和5年7月3日)

**1. コロナが5類に移行して、市の対応、体制に変化はあったのか。**

**8月には多くの集客が見込まれるさかいで大橋まつりが開催される予定だが、これについて対策をどのようにお考えか。**

5月8日に感染症法の位置付けが2類から5類に移行したことに伴い、坂出市の新型コロナ対策本部も解散しました。また、市民などを対象とした坂出市主催イベント開催の判断基準も廃止しました。

基本的な感染対策である職員のマスク着用につきましては、個人の判断を基本としておりますが、窓口業務や市民宅、施設などへの訪問業務に従事する際には、感染リスクを避ける必要があることから、当面の間、マスク着用に努めているところです。なお、アルコール消毒液・窓口などの飛沫防止アクリル板の設置については、感染症対策に有効であることから、引き続き継続してまいります。

お尋ねのさかいで大橋まつりについてですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、イベントなどの開催に係る制限については終了しておりますので、基本的感染対策は、行政として一律に求めず、個人や事業主が自主的に判断して実施するものとしており、現時点では市として新型コロナウイルス感染症対策を実施する予定はありません。

しかしながら、5類移行後もウイルスの特性が変わるわけではありませぬので、高齢者など重症化リスクの高い方は、マスク着用が推奨される場面での効果的な着脱、手洗いなどの手指衛生、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」などの基本的な感染対策をお願いします。